

# 新規就農チェックリスト

## 【就農面】

### 1 目指す農業経営は決まっている

- 作目は決まっている（どんな作目をつくるのか）。
- 経営タイプは決まっている（経営作目は単一か、複合か）。
- 栽培方法は決まっている（露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か）。
- 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法の選択及び経営規模等が適正である（専門家の助言を受けた）。
- 作物名：\_\_\_\_\_ ・栽培方法\_\_\_\_\_ ・作型：\_\_\_\_\_ ・規模：\_\_\_\_\_a
- 農業従事者：人（該当者に○印：私しと、夫・妻・父・母・祖父・祖母・子供）

### 2 就農地の選定について

- 就農地は作目や栽培方法の選択が適正である。
- 選択作目の主産地で、生産技術の指導体制や生産物の出荷、販売体制が整備されており、新規就農者の受入支援も期待できる。
- 現地視察に際しては、1箇所に何度か足を運んでいる。
- 生活条件（町の中心地までの距離や道路・交通事情、学校や病院・商店までの距離等）の検討をした。
- 就農先の選定にあたっては、決定までに一度は家族と一緒に現地を視察している。
- 現地視察の際は、地元の農家（住民）から積極的に、地元の状況について話を聞いている。
- 農地を確保（購入または借入）できる情報を就農地より得ている。
- 農地については、水源（水質等も含む）等が確保出来ることを確認している。
- 就農にあたって就農地に面倒をみてくれる人がいる。
- 住宅を確保する目途がたっている。
- 就農先の市町の行政等が農業外からの新規就農者の受入に積極的で、研修から就農までの支援措置が期待できる。

### 3 農地の取得と技術の習得について

- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件1～5全てがクリアできる。
  - 農地法の許可要件1「農地全てについて耕作すること」
  - 農地法の許可要件2「農業経営に必要な農作業に常時従事すること」
  - 農地法の許可要件3「取得後の農地が市町の定める面積（原則として50a以上）であること」
  - 農地法の許可要件4「周辺の農地利用に悪影響を与えないこと」
  - 農地法の許可要件5「経営状況、通作距離等考慮して、効率的な農業経営であること」
- 借入の場合、10a当たり小作料（賃借料）を把握している。
- 生産技術は習得できている。また、就農後も技術的なサポートを受けられる。

### 4 資金の確保について

- 営農のために用意できる自己資金額はある。 (A：\_\_\_\_\_万円)
- 営農のために必要となる資金額の見込みはたっている。 (B：\_\_\_\_\_万円)  
(初期設備投資金と1年目の資材・材料費、農地の購入費等)
- 借入が必要な資金額 (B-A：\_\_\_\_\_万円) がある。
- 活用できる融資制度名と借入可能額な資金額は、
  - ◇制度名 (\_\_\_\_\_) 借入金額 (\_\_\_\_\_万円)
  - ◇制度名 (\_\_\_\_\_) 借入金額 (\_\_\_\_\_万円) がある。
- 保証人（生計を別にする者）が必要な融資制度については、保証人が2名以上確保できる。

### 5 農業機械・施設の取得や営農計画について

- 農業機械・施設の取得（購入や借入）の計画をたてている。
- 就農後の営農計画や販売計画をたてている。
  - 営農計画をたてている。
  - OJA 出荷を軸に販売計画をたてている。
  - 直売や個人宅配などによる販売を軸に考えている。
    - △流通・販売先は確保されている。
  - 生産から加工・販売まで行う多角経営を軸に考えている。
  - 有機農産物の生産・販売を行いたいと考えている。
    - △流通・販売先は確保されている。

## 【生活面】

### 1 生活資金について

生活資金の確保を十分検討している。

○1年間ぐらいの最低生活費は確保している。

○2年間ぐらいの最低生活費は確保している。

借家の場合、農業収入が不十分でも家賃が確保できる。

子供がいるの場合、農業収入が不十分でも教育費が確保できる。

サラリーマンの時には、税金や社会保険料などが給与から差し引かれていたが、前年の所得に応じて課税される住民税や国民年金保険料の徴収がサラリーマンをやめてからあることを承知している。

### 2 生活・教育関係について

子供の学校や幼稚園の通学・通園に問題はない。

交通網や公共施設のチェックは済んでいる。

農村では地域内の人付き合いが濃密で、営農のためにも地元の農家との付き合いが重要なので、積極的にコミュニケーションは図れる。